

# 地下街に関する指導要綱

## 目次

- 第1 趣旨
- 第2 適用
- 第3 安全対策
  - 1 地下公共歩道
  - 2 地下広場
  - 3 他の建築物との接続
  - 4 地下街と地下駅との接続
  - 5 地下駐車場
  - 6 各構え
  - 7 地下街防災センター
  - 8 消防隊進入口
  - 9 風道の構造
  - 10 排煙設備及び空気調和設備
  - 11 管理
  - 12 消防用設備等
  - 13 保安対策
  - 14 消防防災システム
- 第4 適用除外

## 第1 趣旨

この要綱は、別に定めるもののほか、川崎市における地下街の出火防止、火災拡大防止、避難、消防活動等の安全性を確保するため、その構造・設備等について必要な事項を定めるものとする。

## 第2 適用

この要綱は、地下街を新設し、又は増設等する場合のほか、既設の地下街を相互に接続し、又は既設の地下街に他の建築物の地下階を接続しようとする場合に適用する。

## 第3 安全対策

### 1 地下公共歩道

- (1) 地下公共歩道（以下「歩道」という。）の防火区画は、店舗面積がおおむね1,500平方メートル以内ごとに、主として歩道の交差部で区画すること。
- (2) (1)の区画に用いる建築基準法第2条第9号の2口に規定する防火設備（防火戸に限る。)(以下「防火戸」という。)は、遮煙性能を有する建築基準法施行令（以下「建

基令」という。)第112条第1項に規定する特定防火設備である防火戸(以下「特定防火戸」という。)とすること。

- (3) (2)の防火戸の閉鎖機構は、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものとする。
- (4) (2)の防火戸に近接して幅90センチメートル以上及び高さ1.8メートル以上の避難口を設け、当該避難口には、常時閉鎖式の特定防火戸を設けること。
- (5) (2)の防火戸の上部天井には、歩道の幅で排煙口を設けること。
- (6) 歩道から地上へ通じる階段の有効幅員は、1.5メートル以上とし、登り口には、階段の幅でたれ壁を有する排煙口を設け、又は排煙上有効な吹き抜けを設けること。
- (7) 歩道の幅員は、次の算定式によって定めるものとし、その数値が6メートルに満たない場合には、6メートルとすること。ただし、公衆便所、機械室、地下街防災センター等への通路については、この限りでない。

$$W = \frac{P}{1600} + F$$

ただし、W：歩道の有効幅員(メートル)

P：当該地域の開発整備状況の予測等を考慮したおよそ20年後の予想最大1時間当たり歩行者数(人)(店舗等又は駐車場により誘発される歩行者数、及び他の建築物の地下階と接続する場合には、それにより誘発される歩行者数を含めること。)

F：2メートルの余裕幅員。ただし、店舗等のない部分においては1メートルとする。

## 2 地下広場

- (1) 原則として歩道の端部及び歩道のすべての部分からの歩行距離が50メートル以内となる位置に、防災上有効な地下広場(以下「広場」という。)を設けること。なお、地下街を増設する場合にあっては、既存部分との接続部は、歩道の端部とみなすものとする。
- (2) 広場は、歩道の主要な交差部に設けるものとし、その面積は、1平方メートルにつき避難時の滞留人口を3人として算出した数値以上であること。
- (3) 広場には、当該広場が分担する店舗等の床面積に応じて、防災上必要な排煙、採光等のための吹き抜け等を設け、かつ、有効幅員1.5メートル以上で直接地上へ通じる2以上の階段を設けること。
- (4) 催物等で使用しないこと。ただし、避難上支障となるおそれのない範囲で、消防署長が認める場合は、この限りでない。

## 3 地下街と他の建築物との接続

- (1) 原則として地下街と他の建築物の地下階とは、災害の拡大防止等の観点から好まし

くないので接続させないこと。ただし、当該建築物の地下階が、第3.6.(5)の条件に適合する構造である場合は、この限りでない。

(2) 地下街と他の建築物の地下階と接続する場合は、緩衝帯を介して接続すること。

ア 緩衝帯は、次によること。

(ア) 使用形態

通行の用途のみに使用するものであること。

(イ) 構造

a 主要構造部を耐火構造とし、接続部分の出入口は特定防火戸で区画すること。

b aの特定防火戸の煙感知器は、特定防火戸の両側に設置すること。

c 長さは、10メートル以上とすること。

d 排煙上有効、かつ、十分な大きさの吹き抜けを設けること。

e 接続する建築物の防災センターから遠隔操作により、接続する建築物と緩衝帯を区画する特定防火戸を閉鎖できること。

(ウ) 消防用設備等

次の設備が設けられていること。

a スプリンクラー設備

b 自動火災報知設備

c 誘導灯

d 非常警報設備（放送設備）

イ 緩衝帯又は緩衝帯の直近に、外気に開放された直接地上へ通じる階段を設けること。

ウ 地下街と接続する建築物双方の防災センターが相互連絡できる非常電話を設置すること。

(3) 接続する建築物は、単独で避難計算が成立すること。

4 地下街と地下駅との接続

(1) 地下街と地下駅(地下に設けるバスターミナルを含む。以下同じ。)との接続方法は、広場を介して接続すること。

(2) 地下街と地下駅との連絡通路に必要な開口部以外の部分は、耐火構造で区画すること。

(3) 地下街と地下駅とを一体として、あるいは接続して設置する場合は、次によること。

ア それぞれの利用者の流れを考慮し、円滑な避難を確保できるよう歩道を配置すること。

イ 地下街と地下駅とは防火区画により緊急時に完全に遮断できる構造とし、地下街防災センターから遠隔操作により遮断できること。

ウ 地下駅より有効幅員1.5メートル以上で直接地上へ通じる2以上の階段を確保

すること。

エ 地下街と地下駅双方の防災センターが相互連絡できる非常電話を設置すること。

## 5 地下駐車場

- (1) 地下駐車場の防火区画は、1,500平方メートル以内ごととし、車路を除いては耐火構造の壁で区画すること。
- (2) 地下駐車場の車路部分の区画は、1(2)から(4)の例によること。
- (3) 地下駐車場のエレベーターの乗降口ビーは、特別避難階段の附室と同等の防火防煙性能を有すること。この場合において、荷さばき用エレベーターの附室に設ける防火戸にあっては、常時閉鎖式にしてはならない。
- (4) 地下駐車場とその他の部分とは、耐火構造の壁又は床で区画し、開口部を設ける場合には、特別避難階段又はそれと同等以上の防火防煙性能を有する施設を設けること。なお、地下駐車場には、地下街の他の部分を通過することなく、有効幅員1.5メートル以上で直接地上へ通じる2以上の階段を設けること。

## 6 各構え

- (1) 店舗等の各部分から歩行距離15メートル以内で歩道に出られる構造とすること。
- (2) 各構えの中に設ける小区画は、下地、仕上げとも不燃材料を使用した構造とすること。
- (3) 店舗等と歩道との境界の区画は、次によること。
  - ア 出入口を除き耐火構造の壁又は鉄柵網入ガラス及び煙感知器連動のシャッターで区画すること。
  - イ 出入口は2以上設けるものとし、当該出入口は避難上支障がない煙感知器連動の特定防火戸で区画すること。
- (4) 各構えの出入口の上部天井には、出入口の幅で排煙口を設けること。
- (5) 店舗等と歩道以外の境界は、相互に床面積200平方メートル以内ごとに耐火構造の壁で区画すること。ただし、消防署長が認める場合は、この限りでない。
- (6) 地下街の歩道、階段、店舗等の内装は、下地、仕上げとも不燃材料とすること。
- (7) 厨房設備等
  - ア 次に掲げる厨房設備の天蓋及び排気ダクトには、フード等用簡易自動消火装置を設けること。
    - (ア) 当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上の厨房設備
    - (イ) 油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備
  - イ 油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備には、付着した油脂を自動的に除去することができる天蓋を設けること。ただし、フライヤーと一体構造となっているものにあつては、この限りでない。

ウ ガス消費設備には、地下街防災センターから各ガス栓の開閉の状況を監視できる装置を設けること。

## 7 地下街防災センター

- (1) 地上から直接出入できる専用の階段又は傾斜路を設けること。
- (2) 消防隊の指揮本部としても有効に活用できる面積とすること。
- (3) 地下街とは附室を介して接続すること。
- (4) 耐火構造の床又は壁若しくは建基令第112条第14項に規定する構造の特定防火戸で区画し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料とすること。
- (5) 排煙設備及び空気調和設備は、単独の系統とすること。

## 8 消防隊進入口

- (1) 地下街の各部分から1の消防隊進入口までの水平距離がおおむね50メートルとなるように設けること。
- (2) 各階への出入口には、特別避難階段と同等の機能をもった前室を設けること。
- (3) (2)の前室に煙の侵入を防止するため給気を行うものとし、他の部分に対し正圧を保つ構造とすること。
- (4) 進入口は、ボックス型とし、幅75センチメートル以上及び高さ1.8メートル以上の特定防火戸を設けること。ただし、地表の工作物等からこれによりがたい場合は、進入を容易にするための方法を講じたマンホール型とすることができる。
- (5) (4)の進入口には、消防隊進入口である旨を表示すること。
- (6) 非常用照明装置を設けること。

## 9 風道の構造

換気、暖房、冷房、排煙設備その他これらに類するものの風道等は、防火区画を貫通させないものとする。ただし、当該風道等を耐火構造とした場合は、この限りではない。

## 10 排煙設備及び空気調和設備

- (1) 排煙設備及び空気調和設備の系統は、歩道と各構えを別の系統とし、かつ、歩道にあっては防火区画ごとに、各構えにあっては当該歩道が受持つ区域ごとに、それぞれ独立した系統とすること。
- (2) 排煙機の能力は、建基令第126条の3第9号に規定する数値の1.5以上の能力を有すること。
- (3) 排煙機の起動と同時に空気調和設備の運転を停止できる機構（防災センターに設けるものを除く。）とすること。

## 11 管理

- (1) 消防用設備等の点検整備、消防訓練の定期的実施、避難の管理の徹底を図ること。
- (2) 出入口、歩道、ダクト系統、保安設備等を明示した地下街等全体の見取図を作成し、地下街防災センターに備えておくこと。

- (3) 地下街防災センターには、消防隊が迅速に消火活動を行うことができるように鍵を保管すること。
- (4) 工事を行う場合は、工事中の防火管理を徹底すること。
- (5) 特定防火戸には、閉鎖障害となる商品等を陳列しないこと。
- (6) 歩道には、商品等を陳列しないこと。ただし、延焼防止上及び避難上支障がないと消防署長が認める場合には、この限りでない。
- (7) 地下街と接続建築物双方の防災センターは、毎日、一定の時刻に通話試験を実施し、その記録を保存すること。  
なお、通話試験は、地下街防災センターから各接続建築物へ受信感度を問い合わせるものとする。
- (8) 油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備に設置する天蓋は、毎日油脂を除去すること。
- (9) 地下街の設置者は、ガス保安対策について、関係者の教育及び訓練に関する事項、ガス施設の保守管理に関する事項並びに緊急時の措置に関する事項を管理規程に定めなければならない。

## 1.2 消防用設備等

- (1) 歩道の壁面には、水平距離30メートル間隔に屋内消火栓設備又は補助散水栓を設けること。
- (2) 地下街には、原則としてすべての部分にスプリンクラー設備を設置すること。ただし、スプリンクラー設備を設置することが適当でない用途部分には、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備又は泡消火設備（全域放出方式に限る。）を設置すること。
- (3) 自動火災報知設備の警戒区域は、店舗等と同一とすること。ただし、歩道にあっては、この限りでない。
- (4) 連結送水管を次により設置すること。
  - ア 放水口は消防隊進入口内に設け、それぞれ独立した立管とすること。
  - イ 放水口は双口形とし、その直近に送水されたことを確認するための圧力計を設けること。
  - ウ 放水口には、長さ20メートルのホース4本以上及び筒先2本を格納した箱を付置すること。
- (5) 非常コンセント設備を次により設置すること。
  - ア 非常コンセントは、連結送水管の放水口付近に設置すること。
  - イ 非常コンセントは、接地形二極コンセントのうち、定格15A 125V、2口を設置すること。
  - ウ 非常コンセントの直近には、移動可能な照明器具を付置すること。

(6) 防火水槽を次により設置すること。

ア 地下街の各部分から1の防火水槽までの水平距離が100メートル以下となるように設けること。

イ 1の防火水槽の有効水量(地盤面の高さから4.5メートル以内の部分の水量をいう。)は、100立方メートル以上とすること。

(7) 地上の消防隊との無線交信を可能とする設備を設けること。

### 1.3 保安対策

(1) 原則として火気は使用しないこと。ただし、飲食店等やむを得ず火気を使用する用途については、次によること。

ア 都市ガス等を配管方式で使用する場合は、火気を使用する部分とその他の部分とを防火区画し、かつ、火気使用部分の周辺を防火上有効な構造としたもので、消防署長が認めたものとする。

イ 他の物品販売店舗等群とは別のブロックとしてまとめて配置すること。

ウ 厨房部分を防火区画及び不燃化すること。

(2) 地下街及び接続する建築物の地下階においてガスを使用する場合には、ガス事業法、消防法、建築基準法その他の関係法令に定めるところによるほか、次によるものとする。

ア 引込み管ガス遮断装置(中圧、低圧)を次により設置すること。

(ア) 地上部分の容易に操作しやすい場所に設置すること。

(イ) 危急の場合、手動で速やかに地下階全体のガスを遮断できること。

イ 緊急ガス遮断装置(中圧、低圧)を次により設置すること。

(ア) 原則として、外壁を貫通した直近に緊急遮断弁室を設置すること。

(イ) 地震(250ガル以上)発生時には、自動的にガス遮断できること。

(ウ) ガス漏れ発生時、防災センターでガス遮断できること。

ウ ガス漏れ警報設備を次により設置すること。

(ア) 消防法施行規則第24条の2の3及び第24条の2の4を準用して設置すること。

(イ) 接続する建築物の防災センター及び地下街防災センターに警報表示されること。

(ウ) 店舗等でガス漏れ検知器が作動した場合、次項に掲げる業務用自動ガス遮断弁を閉止できること。

エ 業務用自動ガス遮断弁を次により設置すること。

(ア) 厨房内に操作器、ガス漏れ検知器及び感震器を設置し、メータ出口に遮断弁を設置すること。

(イ) 操作器のボタン操作により遮断弁を開閉できること。

- (ウ) ガス漏れ検知器が作動してから約1分以内に自動的にガス遮断できること。
- (エ) 地震(200ガル以上)発生時には、自動的にガス遮断できること。
- (オ) ガス圧が異常に低下した場合は、自動的に遮断弁を閉止できること。
- (カ) 使用開始時に遮断弁を開操作する場合、ガスの漏洩状態又はガス栓の開の状態の場合は、警報を発すると同時に当該弁が開かない構造とすること。
- (キ) 使用終了時に遮断弁を閉操作した後、15分間下流側のガス圧を監視し、圧力低下した場合は、異常の表示がされること。
- (ク) 地下街防災センターに遮断弁の開閉状態が表示されるとともに、遠隔操作により遮断ができること。

オ フード等用簡易自動消火装置を次により設置すること。

- (ア) 作動と同時に業務用自動ガス遮断弁を閉止する構造とすること。
- (イ) 作動と同時に換気設備を停止できる構造とすること。

カ ガス栓と接続具は、次によること。

- (ア) 固定式燃焼器の接続具は、鉄管、金属可とう管、強化ゴムホースにより接続すること。
- (イ) 移動式燃焼器(強制給排気式ストーブを含む。)にあっては、ゴム管(両端に迅速継ぎ手のついたもの、又は火流出安全弁を内蔵するガス栓に接続するものに限る。)を用いて接続することができる。

キ ガス器具、立ち消え安全装置付のものを使用すること。

ク ガスの主要配管を天井裏等に設置する場合には、保守管理するための点検口を設けること。

### (3) ガス事業者との申し合わせ事項

消防機関とガス事業者とは、緊急時における初動体制、連絡通報体制、現場での措置等について、次の各事項を中心として「ガス漏れ及び爆発事故の防止対策に関する申し合わせ」を作成し、ガス保安体制の強化を図るものとする。

ア ガス事業者の初動体制等

ガス事業者は、保安要因の確保及び保安教育の徹底を図るとともに、ガス漏れ事故発生時における初動体制について消防機関と十分打ち合わせしておくものとする。

イ 初動時におけるガス供給停止

ガス供給の停止は、原則としてガス漏れ等の現場における消防機関とガス事業者との連携体制によりガス事業者が行うものとするが、ガス漏れ等の現場に、消防機関がガス事業者より先に到着した場合等で、消防機関が爆発等のガス災害の発生を防止するため、緊急やむを得ないと認める場合は、ガス事業者との事前の申し合わせに基づき、消防機関がガスの供給遮断を行うこととし、あらかじめ、次の措置を講じるものとする。

なお、遮断後のガスの供給再開は、二次災害発生の防止を図るため、ガス事業者が行うものとする。

(ア) ガス事業者は、地下街等消防機関が必要と認める場所におけるガス導管及び遮断装置の設置状況及び場所を示す図面並びに保安規程、その細則、その他の資料で消防活動上必要なものを消防機関に提出するものとする。

(イ) ガス事業者は、消防機関との協議により、必要とされた範囲の地上操作遮断装置の操作用具及び操作要領を消防機関に預けておくものとする。

(ウ) ガス事業者は、消防機関との協議により、遮断装置等の確認及び消防職員の教育訓練に協力するものとする。

#### ウ 連絡通報体制

消防機関及びガス事業者は、相互の連絡通報体制を確立するものとする。

#### エ 連携体制

出動したガス事業者は、早急にガス漏れの場所及び範囲を検知し、ガス災害防止のため、ガスの供給停止等の必要な措置をとるものとする。

この場合、ガス漏れ等の現場において消防機関と緊密な連携を保つとともに、消防機関から指示があったときは、その指示に従い必要な措置を講じるものとする。

#### (4) 集中配置

地下街において、燃焼器を使用する店舗等が集中配置された区域には、通気管を設ける等漏れガスを排出するうえで、有効な措置が講じられるように努めるものとする。

### 1.4 消防防災システム

地下街の新設及び地下街と建築物を接続する場合、財団法人日本消防設備安全センターの評定（地下街防火・安全計画）を受けるものとする。

## 第4 適用除外

この要綱は、消防長が地下街の構造、用途、規模及び設備の状況から判断して、この要綱の規定によらなくとも防火上又は避難上支障がないと認める場合、若しくはこの要綱の規定と同等以上の効果があると認める場合においては、その全部又は一部を適用しないことができるものとする。